

## 産業支援技術研究所産学官共同研究室使用要領

(目的)

第1条 この要領は、産業支援技術研究所(以下「研究所」という。)産学官共同研究室(以下「研究室」という。)の使用に関して必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 研究室は、研究所との共同研究または技術相談、技術指導、機器設備を使用して、ものづくりの試作開発等を行うことを目的とする。

(使用対象者及び優先順位)

第3条 使用対象者及び使用の優先順位は次のとおりとする。

第1順位 県内に事業所を有する企業で、研究所と競争的資金を活用した研究開発等を行う者。

第2順位 県内に事業所を有する企業で、研究所と共同研究等を行う者。

第3順位 県内に事業所を有する企業で、研究所職員(以下「職員」という。)からの指導、研究所の機器設備の使用等、研究所の支援を受けて試作開発等を行おうとする者。

第4順位 その他、産業支援技術研究所長(以下「所長」という。)が使用を必要と認めた者。

(使用申請)

第4条 研究室を使用しようとする者は、予め所長に、産学官共同研究室使用申請書(様式第1号)を提出し、その承認を受けなければならない。

(使用日及び時間)

第5条 研究室の使用日は、原則として土曜日、日曜日、祝日並びに年末年始の休日を除く平日とし、また、使用時間は午前9時から午後4時30分までとする。

(連続使用日数)

第6条 使用を認める連続使用日数は、次のとおりとする。

(1) 共同研究等における日数は、当該共同研究等の契約期間内で、1ヶ月以内とする。

(2) 上記以外の場合は、5日以内とする。

ただし、上記の場合でも、所長が認める場合は期間を延長することができる。

(使用の制限)

第7条 所長は、使用申請があっても、次に該当するときは承認しないことができる。

(1) 研究室及び機器設備に損傷を与えると認められるとき

(2) 管理上支障があるとき

(3) その他、所長が不適當であると認めるとき

(使用の停止)

第8条 所長は、次に該当するときは使用を停止させることができる。

(1) 故意に研究室及び機器設備を汚損又はき損破壊したとき

(2) 管理上支障が生じたとき

(3) その他、所長が不適當であると認めるとき

(使用心得)

第9条 研究室及び機器設備の使用にあたっては、職員の指示に従うものとする。

2 使用者は、善良なる注意をもって研究室及び機器設備を使用し、終了後は使用前の状態に復し、職員の点検を受けるものとする。

3 使用者は、申請期間満了前であっても使用目的を達成した時は、直ちに退室するものとする。

4 使用者は、故意、過失等により研究室及び機器設備を汚損又はき損破壊したときは、その損害を賠償しなければならない。

5 研究室及び機器設備の使用における災害については、申請者の責任において措置するものとする。

6 所長は、使用者から、秘密保持のため、研究室への入室制限の申し出があった場合は、日時等を限定し、関係者以外の入室を禁ずることができる。

(使用料)

第10条 研究室の使用料は無料とする。ただし、機器設備を使用する者は、産業支援技術研究所機器設備使用料表に掲げる使用料を負担するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、所長がその都度定めるものとする。

附則

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附則

1 この要領は、令和3年10月1日から施行する。